

移住支援金制度とは

令和6年3月
東広島定住サポートセンター

移住支援金制度の概要

東京23区から広島県内の対象地域に移住し、「ひろしまワークス」移住支援金の対象として掲載された求人に応募・就職した場合に支援金を支給する制度。

【支給金額】

- ・単身世帯…60万円
- ・2人以上世帯…100万円（18歳未満の世帯員1人に付き100万円加算）

「ひろしまワークス」とは

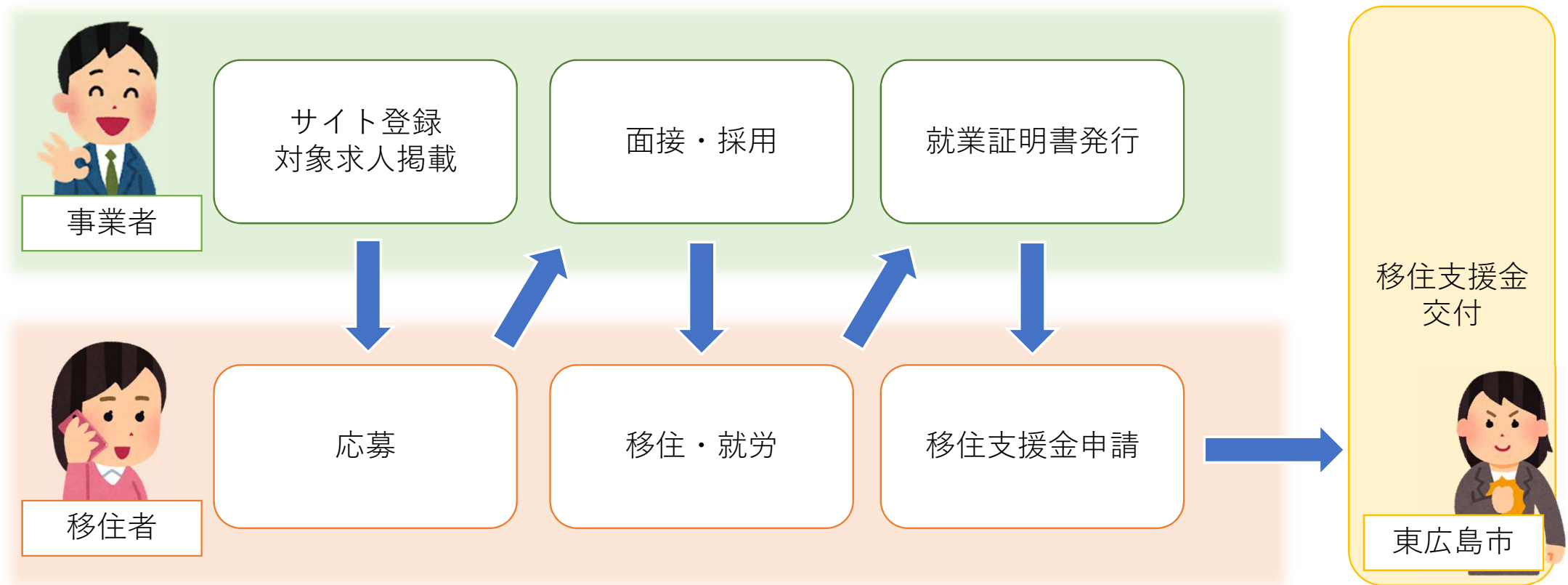
- ・広島県が開設している求人情報サイト
- ・企業情報、求人情報、企業紹介動画などの掲載が可能
- ・利用費用無料

⇒ひろしまワークスに「移住支援金対象求人」として登録することで、求人情報の発信力・魅力度上昇につながる。



広島県HP

移住支援金対象求人登録→移住支援金受給手順



ステップ①：サイト登録

「ひろしまワークス」に移住支援金対象法人登録を行う。

1. Google フォームで登録申請（右下にQRコード）
2. 事務局から結果通知
3. 広島県に申請書を提出
4. 登録完了後、ログインID・パスワードがメールで通知

【移住支援金対象法人要件】

1. 官公庁等でないこと
2. 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと
3. みなし大企業でないこと
4. 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域ではないこと
5. 雇用保険の適用事業主であること
6. 風俗営業者でないこと
7. 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
8. 広島県内に本社又は事業所を有する法人であること



移住支援金対象法人登録申請フォーム

「ひろしまワークス」移住支援金対象法人登録申請フォームです。

移住支援金制度については以下URLからご確認ください。
■【県内中小企業様へ】移住支援金対象法人登録を募集しています！
<https://www.hiroshimaworks.jp/info/detail/2/8>

申請の結果につきましては、事務局からご連絡させていただきます。
結果通知の際にお送りする申請書を県へ提出（メール）をすることにより、法人登録完了となります。

<移住支援金対象法人要件確認書類 ご準備のお願い>
移住支援金対象法人要件の確認のため、申請書と併せて県へ確認書類の提出をお願いしております。

【資金要件確認書類（写し可）】※いずれか一つで可
・履歴事項全部証明書 または 現在事項全部証明書
・決算書（事業者名、決算期、資本金の額がわかるもの）
・定款（事業者名、資本金の額がわかるもの）
・ハローワーク求人票（事業者名、資本金の額がわかるもの）
・法人ホームページ画面PDF（事業者名、資本金の額が分かるページ）

審査は10営業日以内には完了します。10日を経過しても連絡がない場合は、
マッチングサイト運営事務局（TEL.0800-805-2215）へご連絡をお願いします。

○個人情報の取り扱いについて
登録いただいた個人情報は、求人サイト運営の範囲において、
（富士通Japan株式会社）で使用させていただきます。本フォームにより、上記個人情報の取り扱いに同意したものとさせていただきます。



ステップ②：対象求人掲載→面接、採用

「ひろしまワークス」に移住支援金の対象求人を掲載し、応募があり次第面接、採用する。

- ・ マニュアル（別添）に沿って求人情報を掲載
- ・ 移住支援金の支給対象になるのは、移住者が、東京23区に一定期間居住していた場合、または、東京23区で一定期間就労していた場合です。
要望があった場合、期間要件の確認のため必ず市に事前にご相談ください。
- ・ 移住支援金の支給対象になるのは、ひろしまワークスに求人を掲載した後に応募し、採用を受けた場合です。
ひろしまワークスに求人を掲載する前に内定している場合は、対象になりません。

ステップ③：就業証明書発行

採用した移住者からの申し出があり次第、
就業証明書（市指定様式）を発行する。

- ・ 移住支援金の申請は、東広島市への転入日から
1年以内の間でのみ可能です。
- ・ 申請手続きは移住者と市の間で行います。
また、申請手続き内で疑義が生じた場合は、
市から法人に対して問い合わせを行う場合があります。

別記様式第3号（第2条関係）

年 月 日

東広島市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請書用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
求人管理番号	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者または取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、広島県及び東広島市の求めに応じて、広島県及び東広島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

その他

- ・ 移住支援金の対象となるのは、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、期間の定めのない労働契約を締結している場合です。

【支援金の返還の対象となりうる場合】

- ・ 移住者が、申請日から3年以内に東広島市外に転居した場合
- ・ 移住者が、申請日から1年以内に対象法人を退職した場合
- ・ 移住者が、申請日から1年以内に東広島市外の勤務地に転勤になった場合 他



ひろしまワークス
トップページ



ひろしまワークス
登録案内ページ



ひろしまワークス
移住支援金対象法
人登録案内ページ

問い合わせ先

移住支援金の制度について

広島県地域政策局力創造課ひろしま暮らし創造グループ

TEL 082 -513 -2581

メール chisouzou@pref.hiroshima.lg.jp

ひろしまワークスへの求人掲載手続きについて

広島県商工労働局雇用政策課促進グループ

TEL 082 -513 -3425

メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

東広島市での移住支援金の申請手続きについて

東広島市定住サポートセンター

TEL (082) 422-1033

メール hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp